

普通救命講習は消防署で随時実施しています。

消防署では、突然の怪我や病気で倒れた方に行う応急手当の方法を、市民の皆さんや事業所等を対象に AED（自動体外式除細動器）の使用方法、心肺蘇生法、止血法などを学んでいただく普通救命講習を行っています。

■普通救命講習■

普通救命講習は、応急手当のうち、特に生命を救うために最低限必要となる AED の使用方法を含めた成人に対する心肺蘇生法（胸骨圧迫と人工呼吸）と止血法を学んでいただく講習です。

1 平成 29 年度定期講習開催日程表

開催場所	開催日	時間	受講人員
嶺北消防署	4月23日	第4日曜日 9:00～12:00	各30名程度
	8月27日		
	12月24日		
嶺北あわら消防署	5月28日	第4日曜日 9:00～12:00	各30名程度
	9月24日		
	1月28日		
嶺北丸岡消防署	6月25日	第4日曜日	各30名程度
	10月29日	第5日曜日	
	2月25日	第4日曜日	
嶺北三国消防署	7月23日	第4日曜日 9:00～12:00	各30名程度
	11月26日		
	3月25日		

2 上記定期講習会のほか、講習について随時相談を受け付けていますので、最寄りの消防署へお問い合わせください。

3 受講上の注意事項

- (1) 坂井市、あわら市内在住、在勤、在学の中学生以上の方が対象になります。
- (2) 受講当日に持参するものは、筆記用具です。
- (3) 服装は動きやすい服装（スカートは不可）でお越しください。
- (4) 講習開始15分前に集合し、早退した場合講習終了とは認められません。

4 修了証の交付

- (1) 一定の技能を修得された方に、修了証を交付します。
- (2) 修了証の有効期間は交付日から2年間です。
- (3) 修了証の有効期間内に再講習を受講した場合は、受講日から2年間です。
- (4) 受講費無料

5 講習の申し込み

- (1) 受講申請書は、ダウンロードできます。[申請書\(PDF\)](#) [申請書\(ワード\)](#)
- (2) 受付期間は、講習日の2ヶ月前から2日前までです。
- (3) 電話・FAX 受付可
- (4) インターネットによる講習受付可
- (5) 申し込み先

嶺北消防本部		5 1 - 0 1 1 9	
・ 嶺北消防署	救急担当	5 1 - 0 9 1 1	reisho@reihoku-fd.jp
・ 嶺北あわら消防署	救急担当	7 3 - 0 1 1 9	awara@reihoku-fd.jp
・ 嶺北丸岡消防署	救急担当	6 6 - 0 1 1 9	maruoka@reihoku-fd.jp
・ 嶺北三国消防署	救急担当	8 2 - 6 1 1 9	mikuni@reihoku-fd.jp